

青森県報

第二千九十三号

平成十四年十月三十日(水曜日)

目次

告示

産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請	一
保安林の指定予定	二
公有水面埋立ての免許の出願の要領	二

公告

肥料登録の有効期間の更新	三
土地改良区の定款変更の認可	三
宅地建物取引業者の事務所の所在地の不明	三
建設業者の許可の取消し	四
出先機関	四
土地改良区の役員の就任	四

告示

青森県告示第五百二十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条第

一項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があつたので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年十月三十日

青森県知事 木村守男

- 一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 名称 三菱製紙株式会社
 - 2 住所 東京都千代田区丸の内三丁目四番二号
 - 3 代表者の氏名 代表取締役 恩田 怡彦
- 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所 八戸市大字河原木字青森谷地 三菱製紙株式会社八戸工場敷地内
- 三 産業廃棄物処理施設の種類 汚泥の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設、産業廃棄物の焼却施設
- 四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類 汚泥(ペーパースラッジ)、紙くず、木くず、廃プラスチック類
- 五 申請年月日 平成十四年九月二十五日
- 六 申請書及び産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類の縦覧
 - 1 場所

青森県環境生活部環境政策課

青森県環境保健センター八戸環境管理事務所

八戸市生活環境部環境保全課

八戸市生活環境部清掃事務所

2 期間

平成十四年十月三十日から同年十一月二十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

七 意見書の提出

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十四年十二月十三日

2 提出先

〒〇三〇 八五七〇 青森市長島一丁目一番一号

青森県環境生活部環境政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる産業廃棄物処理施設の設置の場所及び種類

(三) 意見

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

青森県告示第五百二十三号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年十月三十日

青森県知事 木 村 守 男

一 保安林予定森林の所在場所

西津軽郡深浦町大字追良瀬字塩見山平二二〇の一・二二〇の二三三・字相野山大

平二二四の一(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、字塩見山平二二〇の二四六、大字広戸字小広戸一〇の二

二 保安林指定の目的

風害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種を定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第五百二十四号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成十四年十月二十一日公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、市浦村役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年十月三十日

青森県知事 木 村 守 男

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 出願人の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 木村守男

二 埋立区域

1 位置

北津軽郡市浦村大字十三字通行道一六の一及び一七の一の地先公有水面

2 区域

次の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点と の地点を結ぶ春分・秋分の日の満潮位(東京湾中等潮位プラス〇・六二九メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 市浦村多角点十三漁港原点(X座標一三三二八・八〇九、Y座標マ イナス四二四七六・〇六〇)(北緯四一度〇一分二四秒、東経一四〇 度一分四二秒) から二二四度五三分一八秒三九二・五八メートルの 地点

の地点 から二七〇度〇分〇秒一四八・二五メートルの地点

の地点 から〇度〇分〇秒八〇・〇〇メートルの地点

の地点 から九〇度〇分〇秒六・〇〇メートルの地点

の地点 から一八〇度〇分〇秒八・二五メートルの地点

の地点 から九〇度〇分〇秒一〇・〇〇メートルの地点

の地点 から〇度〇分〇秒二六八・二五メートルの地点

の地点 から九〇度〇分〇秒六六・一九メートルの地点

3 面積

二四、一〇六・〇六平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

北津軽郡市浦村大字十三字通行道一六の一及び一七の一の地先公有水面

2 区域

次の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点と の地点を結ぶ春分・秋分の日の満潮位(東京湾中等潮位プラス〇・六二九メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 市浦村多角点十三漁港原点(X座標一三三二八・八〇九、Y座標マ イナス四二四七六・〇六〇)(北緯四一度〇一分二四秒、東経一四〇 度一分四二秒) から二二四度〇八分五二秒四一五・六一メートルの 地点

の地点 から二七〇度〇分〇秒一七六・四二メートルの地点

の地点 から〇度〇分〇秒一三一・七五メートルの地点

の地点 から九〇度〇分〇秒一六・〇〇メートルの地点

の地点 から〇度〇分〇秒二六八・二五メートルの地点

の地点 から九〇度〇分〇秒一〇〇・三〇メートルの地点

3 面積

四六、〇〇四・八五平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

公 告

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、平成十四年十月二十二日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十四年十月三十日

青森県知事 木 村 守 男

登録番号 青森県第 二五八号	肥料の種類 魚廃物加工 肥料	肥料の名称 七・〇ニツ カン魚臈加 工肥料三号	保証成分量 (パーセント)	その他の 規格	生産業者の氏 名又は名称及 び住所
青森県第 二七八号	副産動物質 肥料	六・〇水産 加工副産肥 料	窒素全量 七・〇 リン酸全量 二・〇	公定規格 のとおり	八戸市江陽四 丁目五の一四 株式会社 八戸水産飼料
			窒素全量 六・〇 リン酸全量 四・〇	公定規格 のとおり	丁目五の一四

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、板柳東部土地改良区の定款の変更を平成十四年十月二十二日認可したので、同条第三項の

規定により公告する。

平成十四年十月三十日

青森県知事 木 村 守 男

宅地建物取引業者の事務所の所在地の不明

左記の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により公告する。
なお、公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、当該宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

平成十四年十月三十日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 株式会社緑不動産販売

二 代表者の氏名 山谷清三

三 免許証番号 青森県知事（四）第二三四三号

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第九号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年十月三十日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 有限会社大一鉱業

二 代表者の氏名 工藤 恵子

三 主たる営業所の所在地 西津軽郡稲垣村大字豊川字初瀬山三七

四 許可番号 青森県知事許可（般 九）第一二〇四八号

五 取消年月日 平成十四年十月二十一日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、ほ装工業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十四年十月八日前記建設業者が合併又は破産以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、長瀬堰土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十四年十月三十日

中南方農林水産事務所長 小 野 祐 司

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の 年月日
理事	齊藤 秀明	中津軽郡岩木町大字一町田字村元六六一 の二	平成十四年十月三十日

発行所・発行人	印刷所・販売人
青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東 奥 印 刷 株 式 会 社

（毎週月・水・金曜日発行）

定価小口一枚二百十五円一銭